**計画相談請求のタイミング**

平成26年9月17日

江戸川区

計画相談支援事業所

連絡会

資料９

＜例＞

新規利用者、支給決定有効期間1年、

モニタリング期間（６月ごと。ただし利用開始日から起算して3月間は毎月）　の場合

**計画作成の時期**　　　　　　　　　**国保連請求の時期**

計画案作成

3/15

新規なので最初の

３か月間は毎月！

3/25

計画作成

**4/1　　　　サービス支給決定有効期間 開始日**

4月中　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　4/10締切

3月分計画費請求

モニタリング実施、モニタリング報告書作成

5月中　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5/10締切

4月分モニタリング費請求

モニタリング実施、モニタリング報告書作成

6月中　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　6/10締切

5月分モニタリング費請求

モニタリング実施、モニタリング報告書作成タリング方向書作成

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　7/10締切

6月分モニタリング費請求

9月中

終期月から数えて６か月目！

モニタリング実施、モニタリング報告書作成

10/10締切

9月分モニタリング費請求

支給決定有効期間の終期月に必ず実施！

3月中

モニタリング実施

**【利用継続の場合】　　　 【利用終了の場合】**

モニタリング報告書作成

計画案作成

計画作成

**3/31　　　サービス支給決定有効期間 満了日**　　　　　　　　　　　4/10締切

**【利用終了の場合】**

3月分モニタリング費請求

**【利用継続の場合】**

3月分計画費請求

請求に必要な書類

　■計画費……ｻｰﾋﾞｽ等利用計画案、ｻｰﾋﾞｽ等利用計画　　■モニタリング費……ﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ報告書